

市・府民税の申告ほか

■市・府民税の申告について

平成23年度の市・府民税の申告受け付けを行いません。

郵送による提出も受け付けます。

(市・府民税の申告書を郵送している方は、同封のしおりを封筒としてご利用いただけます。)

○2月16日(水)～3月15日(火)(土・日を除く)

受付場所：市役所本庁1階ロビー

市・府民税に関連した各種証明書の発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園の保育料の算定などに申告が必要です。

■申告しなければならない人

平成23年1月1日現在、本市に在住で次に該当する人(ただし、税務署に所得税の確定申告をする人や勤務先から給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。)

○営業、農業などの事業を営んでいる人
○大工、左官などの日雇いで所得のあった人

○生命保険、集金などの外交員で報酬のあった人

○家賃、地代などの所得があった人

○給与所得者で①勤務先から給与支払報告書が提出されない人②給与以外の所得があった人③2カ所以上からの給与の支払いを受けていた人

○公的年金受給者で①年金以外の所得があった人②各種所得控除を受けようとする人

また、申告書の送付された人で、平成22年中に無職、無収入の人も申告にご協力ください。

■お願い

平成18年度から、国税庁の自書申告推進のため、市・府民税申告会場では、1対1の対面式での所得税確定申告の受付・相談は行なっておりません。申告書の作成を相談したい方は、必ず税務署の確定申告会場(すばるホール会場他)をご利用ください。ただし、ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、申告受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

■個人の市・府民税(住民税)の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が変わりました

個人の市・府民税の住宅借入金等

特別控除の対象は、平成11年から18年までに居住開始の方で、税源移譲の経過措置に該当する方に限られていましたが、地方税法の改正により、新たに平成21年から25年に居住開始の方のうち所得税から住宅借入金等特別控除を控除しきれない方につきましても、平成22年度以降の個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除の対象となりました。

※次のいずれか小さいほうの額が住民税から控除されます。

・所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

・所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額(上限97,500円)

また、平成11年から18年までに居住開始の方は、個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする場合、ご本人が羽曳野市へ市民税・府民税住宅借入金等特別控除申告書を提出する必要がありましたが、地方税法の改正により、平成22年度分以降、ご本人から羽曳野市への申告書の提出は原則不要となりました。

※この改正により、給与支払報告書(源泉徴収票)や確定申告書に記載された住宅借入金等特別控除に関する項目(「居住開始年月日」や「住宅借入金等特別控除可能額」など)を基に、住宅借入金等特別控除を計算することになりますので、住宅借入金等特別控除に関する項目の記載がもれている場合、個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除は適用できませんので、ご注意ください。

※平成19年から平成20年までに居住開始の方につきましては、個人の市・府民税の住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。(所得税で一定の配慮がなされています。)

ご不明な点がある方は、市民税担当までお問い合わせください。

問合せ 税務課市民税担当

(内線) 1520・1530

■ミニバイクなどの廃車や移転の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在登録の所有者に課税されます。譲渡や解体、盗難などにより実際には所有していない場合でも、名義変更や廃車の手続き

問合せ

羽曳野市役所税務課 ☎958-1111

をしないまま4月1日を過ぎてしまうと、その年度の軽自動車税がかかることとなります。必ず3月末までに手続きをお済ませください。

また、転出(転入)などにより定置場所を変更した場合には、住所変更の届出が必要です。

※盗難にあわれた時は、警察署への盗難届を提出した後に、市役所税務課にて廃車申告をしてください。

問合せ 税務課税政担当

(内線) 1560・1570

■償却資産の申告はお済みですか？

事業や営業のために所有する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

平成23年1月1日現在、これらの償却資産を所有している法人および個人の方は、1月31日(月)までに申告書の提出をお願いしていましたが、まだ提出されていない方は早急に提出をお願いします。なお、資産がない、休・廃業をされている場合でも、その旨の申告が必要です。

また、申告書が届いていない場合や初めて申告される場合、やむを得ない事情により申告が遅延する場合は、文書または電話などで必ずご連絡ください。

問合せ 税務課固定資産税家屋担当

(内線) 1550・1551

■市税催告コールセンターを市役所内に開設しています。

市税(市・府民税固定資産税軽自動車税)の納期限から一定期間を過ぎても市において納付確認ができない方に対して、電話で納付の呼びかけを行なっています。センターの運営は民間業者に委託しており、専門のオペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行なっています。

○開設期間 3月31日(木)まで

○業務時間 平日(月)～(金) 9:00～17:30
※第2日曜日 9:00～17:30

【※2月13日(日)、3月13日(日)】

※土曜日、上記第2以外の日曜日・祝日、市役所閉庁日は業務を行いません。

振り込め詐欺など不審電話にご注意！

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATM(現金自動預け払い機)の操作を求められることは一切ありません。

問合せ 税務課納税相談担当

(内線) 1440・1450